



法学部

入学案内2024

法学部へようこそ



以前に、政府の或る審議会で、東京大学の情報工学の先生と委員としてご一緒しました。その時に、法学の先生が一番オープンな発言をすることが意外であった、と言われました。

一般に、法学と言うと逆のイメージを持たれがちです。法学は、六法全書に書かれている条文を勉強し、世の中の出来事に当てはめて、白か黒かを宣言する訓練ではないか？ そうした面があることは確かです。そしてそれには、社会の紛争を解決する、社会秩序を安定させるという重要な意味があります。しかし、それだけを見ると、法学部での勉強について誤解することになります。

そこで、法学部で学ぶ法学・政治学について、より豊かなイメージを持っていただくために、私なりに説明しましょう。

法学政治学研究科長・法学部長

山本隆司

法学部長・教授の山本隆司です。専門は行政法です。本冊子のはしがきに代えて、法学・政治学と東京大学法学部の魅力を紹介します。



法学と政治学

人間の社会で生じるさまざまな問題は、どのように解決されているのでしょうか。また、どのように解決されるべきでしょうか。そして、問題を解決するために、社会はどのように成り立っているのでしょうか。

法学・政治学は、こうしたテーマを探究する学問です。問題を解決するための規範を対象にするのが法学、事象を対象にするのが政治学です。しかし、法規範を創るのは事実としての人間の行為であり、また、法規範は人間が社会で問題を解決するために不可欠の前提および手法となります。ですから、法学と政治学は切り離すことができません。両者を同じ法学部で学ぶことは、他国で一般的に見られるわけではなく、日本の貴重な伝統です。

法学・政治学の学際性

それだけでなく、法学・政治学は、他の学問諸分野と切り離すことができません。なぜなら、問題を解決するには、問題を正しく理解することが必要であり、問題を正しく理解するには、他の学問諸分野の知見が必要であるからです。そして、問題を解決するために、法と政治は不可欠ですが、法と政治だけで問題が解決するわけではないからです。

こうしたことから、東京大学法学部では伝統的に、経済学の諸科目を多数開講しています。近時は、法学・政治学を、他の専門分野を学ぶ学生とともに学ぶための授業の開講を始めています。前期課程の総合科目「現代と法」、「現代と政治」、全学部共通授業科目「理系のための法学入門」、「政治分析方法論」等です。

では、法学・政治学の中身を、もう一歩進んで見ましょう。

法学・政治学が対象とする社会の多様性・多元性・多層性

法学・政治学が考察の対象とする社会は、多元的・多層的で、家族関係、取引関係、労働関係、委任等の関係、企

業その他のさまざまな目的をもつ団体、市場をはじめとする社会システム、「公共」圏、自治体、国、国際関係・グローバル関係……。こうした諸関係・組織・システムから社会は成り立っています。これらの関係・組織・システムのそれぞれも、一様ではなく多様です。

社会の諸関係・組織・システムは、現在ますます複雑化し、また、捉えにくくなっています。身近な例を挙げますと、支払い・決済の手段が多様化していることは、取引関係などが、さまざまな主体により幾重にも媒介され、複雑化していることの現れです。幅広い範囲の主体が、匿名化を含むさまざまな態様で、データの送受信や処理を行うことが容易になっている点も、ご承知の通りです。

法学・政治学における多角的な観点と議論の重要性

諸課題・諸問題を解決することができるように、自由な個人から多元的・多層的な社会を成り立たせることは、単純にできる営為ではありません。多様な個人が共存し、諸関係・組織・システムが調和するように、社会はどのように形成されているのでしょうか。そして、社会をどのように形成するべきでしょうか。法学・政治学は、こうしたテーマを探究します。

探究のためには、さまざまな立場や観点から、社会の成り立ちや社会における課題・問題を捉えることが必要になります。法・政治の歴史を振り返ること、他の国や社会の法・政治を参照することにより、法・政治の基礎と、法・政治の多様なありようを知る必要もあります。

このように考えると、法学部における学びのイメージが、冒頭に述べたものから変わるのではないのでしょうか。法学部では、第1に、さまざまな社会事象および社会に関する考え方の共通性と差異とを、明晰に言語で表現することを学びます。第2に、相異なる立場・観点から議論することを学びます。そして第3に、幅広い展望を持ちながら、いま、ここで社会の諸課題・諸問題を（暫定的・不完全であっても）どのように解決するかを探ることを、学ぶのです。

逆に、単に既存の規範や考え方を調べたり、それらに世の中の出来事を当てはめたりするだけのことは、生成AI等の技術の急速な発展により、法学部で学ぶ意義を失っていくでしょう。

社会の持続可能性に向けた法学・政治学の挑戦

社会が直面する諸課題・諸問題の難しさ、そして社会を成り立たせることの難しさは、最近では、持続可能性というフレーズによって表現されています。持続可能性と言うと、まず環境や資源を思い浮かべるかもしれませんが、しかし、環境や資源の持続可能性も、社会そ

のものの持続可能性と関わっています。

社会の持続可能性に関わる身近な問題として、地方自治体を考えてください。人口減少・高齢化の中で、地方自治体が住民の生活のためにインフラとサービスを維持するには、どうすればよいでしょうか。感染症、震災等の災害をはじめとするリスクに備え、危機に対応するには、どうすればよいでしょうか。

課題は、他の社会領域にも山積しています。東京大学法学部「現代と法」委員会編『まだ、法学を知らない君へ——未来をひらく13講』（有斐閣、2022年）を紐解いてみてください。法学・政治学が挑戦している課題・問題の一端を、知ることができるでしょう。

東京大学法学部への誘い

東京大学法学部は、法学・政治学を学ぶ最高の場を提供します。本学部の教授・准教授は84名です。一方で、本学部の教員は、各種の公的機関や各種研究会等の場で、法曹、官公庁、企業、メディア等、各界の実務家とともに、社会の諸課題に第一線で取り組んでいます。他方で、本学部は、基礎分野における研究の蓄積の広さと深さを誇り、法制史・政治史、比較法・比較政治の幅広い分野について、研究を重ねている教員を擁します。外国籍の教授・准教授も5人を数え、加えて、3人の外国籍の特任教員が授業を担当しています。女性の教授・准教授が少ない点は懸案ですが、近年急速に増えて11人になっています（いずれも2024年4月現在）。

法学・政治学の教材としては、データベースが重要になっています。しかし、図書・雑誌の重要性も減じていません。本学部の研究室図書室は、海外から来訪する研究者も驚嘆する国内外の図書・雑誌のコレクションを誇ります。

海外の法学部との交流も加速しています。本学部は、2022年度にベルギーのルーヴェン・カトリック大学法学・犯罪学部と交流協定を締結しました。2023年度にはオーストラリア国立大学College of Lawと学生交流覚書を締結しました。これらの協定に基づく交換留学が始まっています。本学部の授業としては、サマースクールを継続開講しており、2024年度からウインタースクールも開講します。これらの授業は、海外から招く学生と交流する機会になります。

こうして本学部に集う学生の皆さん相互の交流と切磋琢磨が、皆さんにとってかけがえのない宝になることでしょう。皆さんが本学部を目指し、「法学部コミュニティ」の一員となりますことを、心から歓迎します。

Contents

法学部へようこそ 2

1 東京大学法学部ってどんなところ？ 4

5分でわかる！ 東京大学法学部の歴史

Column 「『七教授』の精神を継ぐもの」 荻部 直

2 法学部に進学するには？ 6

法学部進路チャート

数字で見る法学部 ① 進学データ

3 どんな勉強をしてるの？ 8

法学部コース紹介

講義紹介

早期卒業制度・法科大学院進学プログラム・司法試験

演習について

ゼミ紹介

法学部の授業について

法学部が開講する駒場での講義

4 どんな先生がいるの？ 13

こんなことを教えています

数字で見る法学部 ② 教員

5 海外留学はできる？ 16

留学体験記

数字で見る法学部 ③ 海外留学

6 卒業後の進路は？ 18

卒業生が語る東京大学法学部の魅力

数字で見る法学部 ④ 卒業後の進路

7 教員が語る法学部での法学・政治学の学び 20

若手教員による座談会

東京大学法学部は、東京大学設立時からある学部のひとつであり、その歴史は日本の近代大学制度成立時にまでさかのぼります。東京大学法学部がどんな目的で作られ、どのように発展していったかを知ることは、法学部の歴史のみならず、近代日本の法、政治、そして大学の歴史を紐解くうえでの大きな手がかりともなります。ここでは、その成立とあゆみについて、少しだけご紹介したいと思います。



5分でわかる！東京大学法学部の歴史

① 東京大学法学部の成立 ～洋学のための大学～

法学部の前身は、1872年に司法省が設置した「法学校」と、1873年に文部省が設置した「東京開成学校法学科」という2つの教育施設に求められます。1877年4月12日、東京開成学校に法、理、文の3学部が作られ、これに旧東京医学校が医学部として加わって東京大学が誕生しました。ここに先ほどの「法学校」の後身である「東京法学校」と、「東京



開成学校開業式
(東京大学附属図書館所蔵)

大学文学部政治学及理財学科」が1885年に合併され、現在の法学部の原型となりました。当時の教科課程によれば、法学部はく日本の法律を教えることを主としながら、中国、イギリス、フランス等の法律の概略を教えるものとするが、日本の法律がまだ完備していないので、今は主としてイギリスの法律およびフランスの法律の基本を教えることとされています。このため当時の法学部ではウィリアム・グリグスビー(William E. Grigsby, 1847-1899)、ヘンリー・テリー(Henry T. Terry, 1847-1936)といった外国人教授が教鞭をとっていました。当時の大学は基本的には西洋の学問を行う場所であったため、法学部では、市民革命を経て、「自由・平等」の精神を掲げた近代西洋の法と政治をいち早く取り入れることになりました。



明治時代の
講義風景

の象徴ともいべきこととして、当初法学部・文学部の卒業生は無試験で役人になることができました。帝国大学での教育の重要な目的が、明治国家の運営を担うべき官僚の養成にあったことがよくわかります。

② 帝国大学の下での発展

東京大学誕生から10年後の1886年「帝国大学令」が公布され、東京大学は「帝国大学」、法学部は「法科大学」に改称・改組されました。

帝国大学の設置は、憲法制定をはじめとする近代国家体制整備の一環として行われたものでした。帝国大学令第一条は次のように定めています。

「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」

つまり、帝国大学は国家の役に立つ学問の教育と研究を行うべき施設として明確に目的が設定されたことになります。こ

③ 戦後の東京大学法学部

1923年に起きた関東大震災により、法学部は教室の大部分と研究室、事務室及び書籍・標本のほとんどを焼失しました。八角講堂と呼ばれて親しまれた法学部講義室は全焼し、ジョサイア・コンドル(Josiah Conder, 1852-1920)設計の法文科大学本館も倒壊し取り壊されます。この跡地に、新しい校舎を設計したのが、当時建築学科教授であり、のちに第14代総長となった内田祥三でした。内田のこの様式は内田ゴシックと呼ばれ、尖塔アーチで装飾された壮麗な建築は、現在では法学部を象徴する建物として広く知られています。

戦後の法学部は、学界・官界・法曹界のみならず政治の世界にも多くの人材を輩出してきました。歴代内閣総理大臣64名のうち約4分の1にあたる15名は東京大学(東京帝国大学)法学部出身者です。また、近年法学部出身者の進路が多様になったとはいえ、国政の中枢で活躍する国会議員



現在の法学部1号館



内田ゴシック様式の柱廊

C o l u m n

「七教授」の精神を継ぐもの

教授 日本政治思想史 荻部 直



1945年3月、太平洋戦争も末期に入り、激しい空襲が東京を襲っていたころ。東京大学キャンパス、現在の総合図書館の一室にひそかに集まり、相談を続ける七人の男の姿がありました。法学部長であった南原繁(政治学史)をはじめ、高木八尺(アメリカ政治外交史)、田中耕太郎(商法・法哲学)、末延三次(英米

第22代東京帝国大学
法学部長
南原繁
(1889-1974)
写真は東京大学
法学部所蔵



法)、我妻栄(民法)、岡義武(政治史)、鈴木竹雄(商法)といった法学部教授のグループです。

無謀な戦争を早く終わらせ、祖国を破滅から救いたい。彼らはその願いに基づいて、官憲による監視の目を警戒しながら、政府を終戦にふみきらせる方法について議論し、重臣や軍部の有力者に対する説得を続けました。歴史の経過としては、その計画どおりに和平が実現することはありませんでしたが、終戦後にこの行動は、「法学部七教授」の終戦工作として世に知られることになります。

東京大学法学部は、140年以上の長きにわたって、法と政治を中心とする高度な教育によって学生を育て、教員による研究業績を公にしてきました。

その主たる任務が、法学の知恵と政治学の識見を備えた人材の育成と、学問における真理の追究にあることは、言うまでもありません。しかし同時に、構成員が大学の外に呼びかけ、行動することを通じて、より自由で公正な社会の実現に寄与するのも、東京大学法学部が常にはたしてきた重要な役割です。「法学部七教授」の活動は、その極限を示す例にほかなりません。

「七教授」が会合を続けた総合図書館も、仕事をしていた研究棟も、学生に語りかけていた教室の建物も、改修をへながら現在も使われています。法学と政治学が立脚する原理から出発し、学問の論理を徹底するところから、現在の諸問題の解決を考え、未来を見える。そうした東京大学法学部の姿勢は、長い年月をこえて、いまも生き続けています。本郷キャンパスで学ぶ人も、そうした空気を吸いながら、勉強やさまざまな活動にとりくむことで、人生の重要な時期を過ごすことができるでしょう。そして、「七教授」が社会の将来を真剣に考え、人々に問いかけた精神もまた、世代をこえて引き継がれてゆくのです。



東京大学では1, 2年生にあたる入学後の2年間は「前期課程」と呼ばれ、 全員が「教養学部」に所属します。教養学部は「文科1類」から「理科3類」までの6つの科類に分かれており、2年次に行われる進学選択を経て各学部に進学します。法学部に進学を希望する学生の多くは「文科1類」に所属していますが、2008年からは科類を指定しない「全科類枠」が設けられており、他の科類から法学部に進学する道も開かれています。

法学部進路チャート



※このチャートは進路の大まかなイメージを示すもので、網羅的ではありません。

数字で見る法学部 1 進学データ

①前期課程科類別進学者数

	進学者数	文科1類	文科2類	文科3類	理科1類	理科2類	理科3類
2024年度	361人	306人	9人	28人	9人	9人	0人
2023年度	391人	331人	5人	46人	4人	5人	0人
2022年度	418人	357人	6人	42人	4人	9人	0人
2021年度	402人	348人	5人	39人	3人	7人	0人
2020年度	405人	354人	5人	40人	1人	5人	0人

②学部学生数(2024年4月)

所属類	3年		4年		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
第1類(法学総合コース)	112	38	200	60	312	98
第2類(法律プロフェッション・コース)	111	54	171	57	282	111
第3類(政治コース)	33	13	47	13	80	26

法学部には「法学総合コース」「法律プロフェッション・コース」「政治コース」の3つのコースがあります。ここでは各コースの特長や教育内容についてご紹介します。



法廷演習等で使用する模擬法廷教室。実際の法廷そっくりに再現されています。



法廷部分全景



研究室図書室

研究室図書室は、83万冊以上の蔵書を誇る国内有数の法学・政治学専門図書館です。



閲覧スペース

法学部コース紹介

第1類 法学総合 コース

ビジネス法務、公務、マネージメント、研究職など、多様な進路選択に応じて自主的に、法学を広い総合的な視野の中で学修することを目的とします。国際的なビジネスやマネージメントを目指す人のための「国際取引法務プログラム」、公務員を目指す人のための「公共法務プログラム」の2つのプログラムが設定されており、プログラムに登録し、指定された科目をすべて履修した人には、学位記とは別に修了証が授与されます。

第2類 法律プロフェッション コース

法律プロフェッション・コースは「法曹（特に裁判官、検察官、弁護士）」や「企業等における高度な法律専門職」を目指すという具体的な進路を想定したコースです。このコースでは、法的思考の基礎を身につけた上で、特に法科大学院（ロースクール）に法学既修者として進学する学生を念頭に置いています。

第3類 政治 コース

政治に関心を持ち、研究者やジャーナリストなどを目指す学生に適したコースです。政治学の科目を中軸に据え、古典古代の政治思想から現代の国際政治まで、幅広い選択肢に基づくバランスの取れた学修を目指します。リサーチペーパーが必修です。

講義紹介

● 後藤 元教授「商法第1部」

商法第一部で学習する会社法では、現代社会における経済活動の主たる担い手である株式会社について、事業活動による利益の獲得（とそれによる経済全体の発展）を促進しつつ、株式会社の経営が公正・適法に行われるようにするためには、経営者・株主・債権者・従業員・環境・地域社会などの関係者の利害をどのように調整すれば良いかを、現在の法律がどうなっているかだけでなく、どのようなルールが望ましいのかという観点も踏まえて考えます。



東京大学入試や大学入学共通テスト等の際にテレビで放映されることの多い、法学部25番教室での授業風景です。多くの学生が受講する科目は、このような大教室で行われます。

● 谷口将紀教授「特別講義 現代日本政治」

政治研究には、思想・歴史・計量・数理など多くのアプローチがあります。4年次に開講される本科目では、こうした様々な手法を用い、法学部での（広義）政治学学修の締めくくりとして現代日本政治を分析します。定期試験を一切持込可にしたり、履修者が小グループに分かれてディスカッションする演習セッションを設けたりと、少人数授業の利点を生かせるような工夫を行っています。

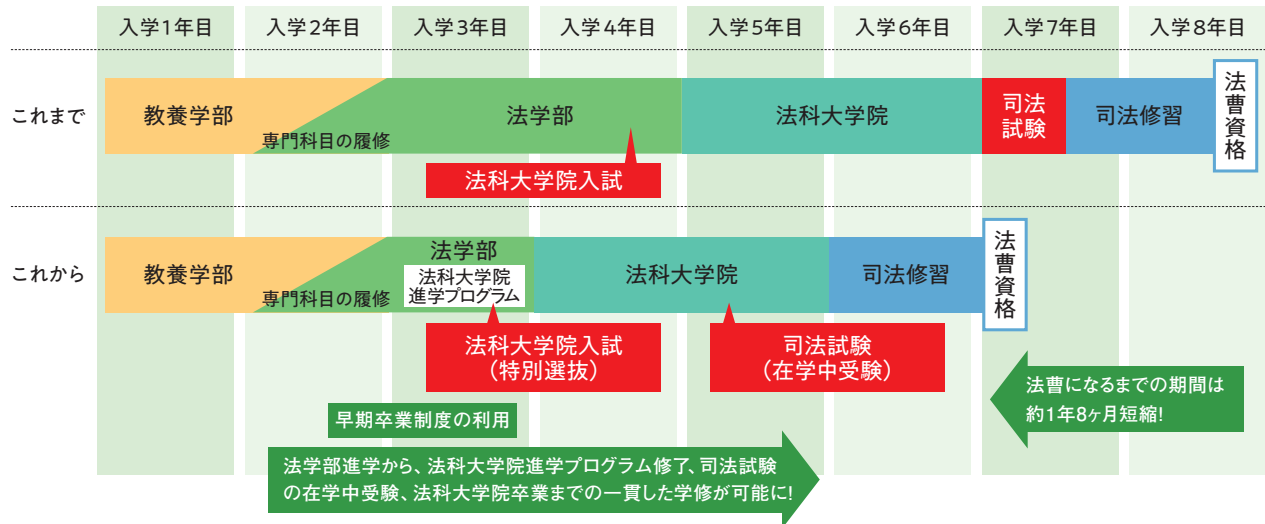


早期卒業制度・法科大学院進学プログラム・司法試験

法学部卒業後に国内外の大学院等に進学して勉強したい、そのために法学部での学修を短期間で密度濃く行いたいという考えをお持ちの方もいるでしょう。そういう方のために、法学部では、成績優秀者のための早期卒業制度を用意しています。また、法曹を志す人には、東京大学法科大学院と連携した一貫教育のための法科大学院進学プログラムを用意しています。早期卒業と組み合わせることで法科大学院の入学試験は免除となり入学から5年で法科大学院を修了することが可能です。2021年度に8名、2022年度に10名、2023年度は13名の早期卒業者が出ました。

● 法科大学院進学プログラムと司法試験

法科大学院進学プログラムは、司法試験制度の改革とも連動しています。やる気のある優秀な法学部生が、これまでよりも早く、高度な学修を修め、法曹になるための仕組みです。類を問わず、登録が可能であり、法学部の開講科目のうち、指定された科目を履修することで修了できます。





演習について

演習は、通常10～15名の少人数で行われるゼミナール形式の授業です。大教室で行われる講義とは異なり、特定のテーマについて調査・報告をしたり、文献を読んで討論するなど、より深く掘り下げた知識やものの見方、考え方を身につけることができます。以下に挙げたのは東京大学法学部で実際に行われている演習のテーマ例です。公法、私法と聞いてピンとこない人でも、自分の興味のある演習テーマから、法学・政治学の世界に触れてみるのもよいかもしれません。



基礎法学分野

Law and Society in East Asia、Law and the Formation of Transnational East Asia、Law bottom-up: Legal Consciousness in Europe and Japan、イスラーム法文献講読、イングランド法制史入門、ドイツ語論文輪読、ドイツ法文献講読、ドイツ民法典の成立、フランス法基礎文献講読、ヨーロッパ法と国内法、ロシア帝国の総督制、学生による高校生向け授業を実施する、現代アメリカ法入門、信託法の国際比較、中世・近世ヨーロッパにおける国家形成、日本近世法制史料講読、日本近代法史の諸問題、日本法制史史料研究I、日本法制史史料研究II、法と政治の思想史、法制史学史文献講読、法哲学の基本問題(5)——構造的不正義

公法分野

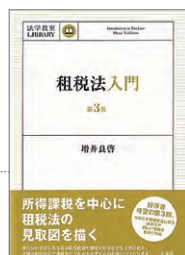
人はなぜ納税するか、国際法判例演習、憲法判例演習、行政法外国語文献講読、憲法の基本問題、国際法の基礎理論、租税法の経済分析、精読行政法判例、台湾の憲法判断を読む、憲法学を読む、最新行政法判例の検討、行政法演習、ドイツ公法学文献講読、国際人権法の諸問題、デジタル社会と法、行政組織法演習、社会保障法演習、フランス社会保障法、ドイツ憲法学を読む

政治分野

旧ソ連圏における宗教と跨境マイノリティ、政治学史原典講読、日本政治思想史史料会読、科学技術と政治・行政、川口市政研究(16):川口市の消防行政(2)、ポピュリズム?:抗議運動と政党システムの相互作用、国際政治の理論と実践、政治とマスメディア演習I、ヨーロッパ政治外交史文献講読、国家論、現代中国政治演習、国際政治経済の諸問題、政治学の理論と実証、自治体における窓口行政に関する研究、ヨーロッパ比較政治史基礎文献講読、政治とマスメディア演習II、東アジア政治史の諸問題、憲法政治学、デジタル時代の行政、アメリカ大統領選挙、政治分析方法論演習、現代中国の外交、明治日本の外交と条約、近世日本政治思想史史料会読、戦後日本外交史文献読解、現代日本政治研究入門

民刑事法分野

知的財産法演習、信託法研究、企業買収法制の新たな展開、刑事訴訟法判例研究、刑法解釈論の重要問題、ドイツ民事訴訟法文献講読、民事訴訟法判例研究、英米民事訴訟法演習、スタートアップ投資と法務、グローバル・ビジネスロー・サマープログラム、最新労働判例研究、企業金融と法、刑法演習、金融商品取引法演習、Asian Business Law Seminar1 / アジアのコモンロー系国における主要ビジネス法概観(分分野別)、民事訴訟法の諸問題、民法文献講読、ドイツ労働法文献講読、東アジアビジネス法入門、中国ビジネス法、アメリカにおける労働法と競争法、民法判例研究、経済法ライティング、競争法演習、信託法・信託法の研究、東アジア知的財産法(中国法・韓国法・台湾法)、民事訴訟法重要問題研究、国際企業法務、刑法解釈学研究、Big Tech and Competition Law、商取引法の現在、新型コロナウイルス感染症に関する法的諸問題、医事法発展演習、ドイツ民法文献講読、イギリス労働法研究、決済法制の研究、担保法制の改正動向、刑事再審の研究、中国会社法研究、日本と中国の資本市場法制、比較倒産法—企業再生、刑事訴訟法文献講読、EU労働法文献講読



法学部の教員は、授業や演習での学生とのやりとりを通じて自らの研究を鍛え、その成果を著作や論文として発表しています。

ゼミ紹介

● 金井利之教授「川口市政研究」

十年以上続くこの形態のゼミは、川口市役所のご協力を得て、基礎的自治体の実態を体得することを目的としています(2021・22年度は税務、23・24年度は消防)。通年三部構成で、Sセメスターは市役所の方々からのヒアリング(聴き取り)調査、夏休み中は市役所での短期インターンシップ(実務体験)、Aセメスターはケーススタディ(事例演習)です。2020・21年度はCOVID-19によりインターンシップが実施できませんでしたが、22年度から再開しました。写真は2023年度Sセメスターの授業風景です。



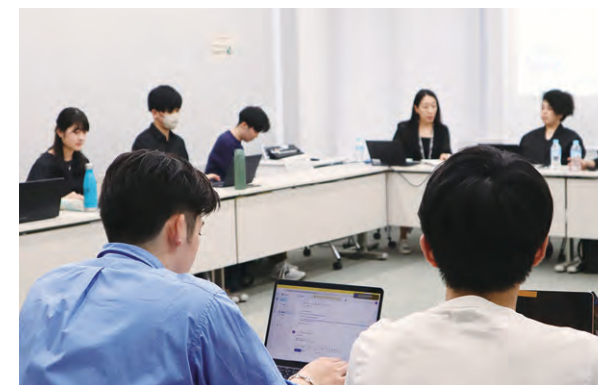
● 神山弘行教授・水津太郎教授「法教育」

夏のオープンキャンパスで、ゼミ生による高校生向けの授業を行っています。近年の授業テーマは、パワハラ・過重労働・雇用における性差別、認知症患者鉄道事故事件、家族の多様化と税制などです。ゼミ生は、高校生に法的な考え方を体感してもらうべく、前提情報を提供して、高校生同士のディスカッションをリードします。その準備を4月から7月まで行うのが、このゼミです。写真は、法務省の司法法制部の方にご意見を頂きながら、授業を準備している様子です(2024年5月撮影)。



● 増見淳子教授「スタートアップ投資と法務」

今年度から始まったこのゼミでは、日本経済を活性化させるエンジンとして期待されているスタートアップ企業について、企業を取り巻く環境や、エコシステムとプレイヤー、またスタートアップ企業自身の特性を踏まえ、スタートアップへの投資や提携を望む、投資家や事業会社の目的、役割等について多角的に学ぶことを目的としています。スタートアップを支援する弁護士や、投資先と伴走するVC、学内スタートアップの創業者といった、実務家に講義をしてもらうことで、スタートアップの「今」を知ってもらい、実務家を目指す学生たちと、スタートアップ投資の実務がどうあるべきか、一緒に考えたいと思っています。



法学部の授業について

東京大学法学部で展開されている授業の一端には、東京大学HP上の「東京大学オープンキャンパス」の法学部の企画を通じて触れることもできます。



「東京大学オープンキャンパス」
<https://www.u-tokyo.ac.jp/opendays/index.html>



法学部が開講する駒場での講義

●「現代と法」

法学を学ぶと、どのような興味深い課題に出会い、かかわることができるのか。そのことの一端がわかるよう、法学部の教員のうち13名が、1人1コマずつ、いま関心を持って取り組んでいる具体的課題を紹介しします。

法学部では、駒場キャンパスの1年生と2年生を対象として、「現代と法」という講義を開講しています。週1回90分の授業（講義＋質疑応答）が13回あります。文系・理系を問わず、全ての1年生と2年生が履修可能です。

伝統的に、法学部では、学生に広く教養を身に付けてもらうことを目的として、法学部の専門科目は2年生から徐々に始めるという方針をとってきました。しかし他方で、法学が具体的にどのような場面で活かされるのかを垣間見たうえで教養科目や基本的な法学部専門科目を学びたいという学生も多くいるはず。基本的なことは、具体的な場面を少しでも多く想起できる状態で学んだほうが、身に付きやすいことが多くあります。

また、特に最近では、専門課程で法学部に進まないとしても、法学の素養や土地勘を必要とする専門分野が理系を含めて増えています。AIの活用は倫理的な問題や著作権の問題など数々の法的問題と背中合わせです。自動運転などの新しい試みを円滑に社会実装するためには道路交通法などの規制や民法・刑法などの諸原則を知り、対応し、修正を求めていく必要があるかもしれません。宇宙開発には日本法から国際法まで様々なルールが関係します。

13人の法学部の教員と教室で接する機会がありますので、

●「現代と政治」

法学部の教員組織は大学院法学政治学研究科（及び若干名の公共政策大学院）の専任教員の兼担により構成されており、この所属部局名にあるとおり……などと持って回った言い方をしなくても、本冊子を手に取られた皆さんには中学校での公民や高等学校での公共の授業内容を想起すれば、法学と政治学が不即不離の関係にあることはよくご理解いただけると思います。東京大学内で最も多くの政治学者が属しているのは、大学院法学政治学研究科・法学部です。法学部のカリキュラムも、憲法・民法第1部とともに政治学が全類必修となっており、2Sセメスターから開講されている憲法を追いかけて、講義が統治機構論にさしかかるあたりの2Aセメスターに政治学の授業が始まるように作られています。

このような本学における法学と政治学の関係性を教養学部前期課程の皆さんにもお伝えするため、駒場キャンパスのSセメスターに行われている総合科目「現代と法」の兄弟・姉妹科目として、Aセメスターに総合科目「現代と政治」を開設しています（2023年度の授業の様子は、近く東京大学出版会から出版されます）。

法学部で開講されている政治系科目を担当する専任教員

授業が終わった後に雑談をするなどしてさらに話を聞くことも可能です。

2021年度の「現代と法」をまとめて1冊にして出版しています。『まだ、法学を知らない君へー未来をひらく13講』という書名です（東京大学法学部「現代と法」委員会編、有斐閣、2022年6月、定価 1,980円（本体 1,800円））。

2024年度の「現代と法」は、以下のような内容です。その年の新しい問題に接する経験を積み重ねると、将来の新しい問題に自分が対応する際の引き出しを増やすことにつながります。

白石忠志	「大韓航空／アジアナ航空と日本独占禁止法」
和田俊憲	「暗号資産と刑法」
溜箭将之	「盗まれたモノ／絵画は誰のもの？ー外国法・比較法への招待」
小島慎司	「令状なしで逮捕？」
川出敏裕	「交通違反は処罰されるべきか？」
米村滋人	「防災と災害対応の仕組みはどうなっているか」
笠木映里	「先進的な医療と公的医療保険」
荒木尚志	「フリーランスは労働者？」
森肇志	「露ウ戦争・ガザ紛争と国際裁判」
Dimitri Vanoverbeke	「裁判員制度と民主主義：日本はトップランナーか周回遅れか」
飯田秀総	「同意なき買収ー商法・金融商品取引法」
増見淳子	「企業の活動と法律との関係ー企業法務の仕事ー」
増井良啓	「人はなぜ納税するか」

教授 白石忠志

法学部が開講する駒場での講義の多くが行われる900番教室



全員が結集し、オムニバス形式の授業により、それぞれの専門分野で課題になっている論点や研究を通じて得られる現代政治に対する知見を紹介し、政治学の豊かな可能性や研究の魅力をお話します。日本政治・行政、比較政治・政治史、政治思想・政治理論、国際政治・国際関係など多様な専門分野の問題関心を素材として、多面的な政治・社会を総合的に理解するための視点を重層的に提示するように心掛けます。新聞やテレビ、インターネットでよく見かける先生方を生で見られるチャンスですし、逆にこれまではあまり知らなかった先生方の最先端の研究内容や問題関心に出会える機会でもあります。

本科目は性質上大規模講義になってしまいますが、本郷キャンパスで開講されている法学部の政治系科目には少人数講義が多く、演習やリサーチペーパーなど密接に教員から指導を受けられる折りも多くあります。総合科目「現代と政治」をきっかけに政治学に対する関心を高めていただき、2Aセメスターの法学部専門科目講義のとき、そして法学部に進学されたときに教室で皆さんとお会いできることを政治系教員一同願っています。

教授 谷口将紀

4

どんな先生がいるの？



こんなことを教えています



刑法

樋口亮介先生

多岐にわたる社会問題を規律する法

私が担当しているのは刑法という科目です。刑法は、どのような場合に犯罪が成立するのかわからないのか、そして、犯罪が成立した後どのような処罰を行うかを規律するものです。

刑法は社会生活を維持するための究極の手段であり、殺人、傷害、窃盗、詐欺といった人間の社会生活に随伴する人を傷つける行為を処罰します。こういった古典的な領域についても、問題は少なくありません。特にニュース等で目にすると思われる重要問題として、精神障害を持っている方による違法行為について、責任無能力を理由として処罰されない範囲をどのように規律するかという責任能力論が挙げられます。身体障害を持つ方の犯行についてはこのような制度はなく、精神障害について特にこのような問題が論じられるのは、犯罪という現象と人間の精神の在り様が深く関わりを持つからです。人間の精神の有り様と犯罪の関わりは幅広い問題があり、例えば、少年に対する非難は成人よりも一般に弱いものであるべきではないか、という問題も関連してくるところです。

このような古典的な領域以外にも刑法は広く及んでいます。例えば、コンピュータに関連する新たな現象をどのように規律するかという問題が起きています。ハッキングやコンピュータウイルスを処罰するための法律を新たに作る際には、それまでの日本の法律の特徴を踏まえながら、過度にわたらず、それでいて処罰に大きな間隙ができることのないような立法が目指されます。もっとも、いったんできた立法の運用を開始すると、次々に発展するコンピュータ世界にどのように適用するかにつ

いて、立法時の想定を超える問題が生じます。一例を挙げると、暗号資産を取得するために、ホームページ閲覧者のコンピュータを無断で駆動させるプログラムについて犯罪として処罰できるかが争われ、最終的に最高裁判所で処罰しないとの判断が下されました。刑法研究は、このような新規現象について、より良い立法を目指すとともに、現在の法律の適切な適用範囲を解明することを様々な局面で模索しています。

古くからある問題から最先端の社会現象まで多岐にわたる現象に対応するための刑法研究は、その方法也多岐にわたります。例えば、19世紀に我が国が近代化を果たした際の資料に立ち戻り、現在の問題を考えるための適切なヒントを模索するという沿革的な方法、あるいは、最先端の問題について現在の世界各国がどのような罰則を整備しているか、あるいは、犯罪にしないという政策決断を行っているかを調査する比較法的な手法がありま

すし、研究者によっては、精神医学、経済学など他分野の知見の導入を図るという手法も採用されているところ。刑法の知識を日々使用するのは、刑事事件に直接関わる裁判官、検察官、弁護士、警察官です。しかし、罰則は多彩な法律や条例に整備されているところであり、国家組織あるいは地方自治体においても適切な罰則を制定するための知識は求められるところ。本法学部は、刑法の立法や解釈運用にあたって求められる刑法の知識を吸収できるところに魅力があると考えています。



政治学

加藤 淳子先生

歴史を遡り、様々な国や地域の政治から国際政治で観察される、 多様な現象や行動に着目

私が法学部で担当している授業は「政治学」で、2年生の全類必修の専門科目です。政治学の専門科目の最初に位置付けられ、授業もその目的に合わせて構成されています。

政治学の他の科目で現実の現象を扱うものを見ると、日本やアメリカのような国名やヨーロッパといった地名、外交や行政など政治に関わる言葉や、国際・比較・歴史など、授業の内容や目的がわかる言葉が並んでいます。このように、政治学では、現代から歴史を遡り、様々な国や地域の政治から国際政治で観察される、多様な現象や行動に着目します。こうした、多岐にわたり多様な対象を、共通な観点や考え方で分析し理解を深めていきます。たとえば、政治では、ある人が、他の人にその人が望まないことを強制する現象が様々な場面で見られます。その一方で、複数の人々が同じ目的をもって、個人ではできないことを共同で成し遂げるということも観察されます。人を集団や国に置き換えることもできますから、そうすれば、同じような現象がさらに見つかるでしょう。政治学では、こうした現象を「権力」の行使という共通の観点で分析します。皆さんがその存在を知っている「政党」でも説明してみましょう。政権を形成する政権党や与党と、それに対抗する野党が区別できますが、これは日本でも他の国でも同じです。その一方で、政権党が単一の国もあれば複数の国もあり、また全政党の数の少なさや多さ、それと連動して、政党の平均の議席数の多寡も、各国で違います。さらに歴史を遡れば、19世紀にも政党は存在しましたが、現在の政党とは異なります。様々な相違を踏まえつつ、同一の観点や共通する考え方で分析を試みるのも政治学の特徴です。

私の担当科目「政治学」では、「権力」「政党」のような、現象を同一の観点から分析するために用いられる概念やそれにまつわる考え方を学び、他の専門科目をより良く学ぶ準備をします。知識を身につけることはもち

ろんですが、多くの著名な政治学者が知識を積み上げてきた過程を理解することも目的として、授業をしています。なぜなら、そうした政治学者の思考法や態度は、未知の現象を理解したいと思った時に必ず役に立つからです。このことが「政治学」が法学を専門とする場合にも必修となっている理由でもあります。法を学ぶだけでも大変なことです、その一方で、専門家になり習得した法の知識を活かすには、事実を調べ正しく把握することが前提となります。政治学がこうした能力を高めるのに適した分野であり、専門科目「政治学」は特にその目的に資するように構成されています。事実を調べ正しく把握する能力は、もちろん、法に限らず、様々な分野で活躍する場合にも有用です。

私の研究における専門分野は、租税のような再分配政策の各国比較や、政党の連合や連立に関わる理論や実証です。一見かけ離れた分野が専門となっているのは、未知のことやわからないことを学ぶのに魅了されてきた結果です。日本は、総課税負担が低い一方、増税が難しい国という興味深い事例となっています。また安定した一党優位政権が続いた後、連立政権が形成されるようになり、さらに政党の再編も経験した稀な例でもあります。よく知っている日本の事例の特殊性を踏まえつつ、福祉国家や政党政治など、他の国々と共通する観点から研究を行ってきました。ここ数年は、社会における行動の理解の一環として、機能的磁気共鳴画像法(MRI)を用いた脳神経科学実験研究に取り組んでいます。最近では、法学の先生がたとともに法的判断の実験研究を行い、神経科学専門誌(*Cerebral Cortex*)に論文を掲載、昨年2023年9月にはシンポジウムを行いました。文系学部スタッフのみで異分野の専門誌に論文を掲載することは国際的にも例をみず、法学部の先進的な一面をよく示しています。法学部で実り多い学びの時を過ごされるみなさんとお会いできる日を楽しみにしております。



法社会学

ディミトリ・ヴァンオーヴェルベーク Dimitri Vanoverbeke 先生

法と社会のダイナミクスを考えよう

私は法学部で「法社会学」という科目を担当しています。法社会学は、社会の中で法が実際にどのように働いているかを研究する学問です。例えば、コロナ禍において、各国が市民の健康を維持するためにさまざまなルールを設けました。法社会学では、ルールの詳細よりも、なぜ人々がそのルールに従うのか、そして時には従わないのかを理解しようとしています。コロナ禍の時のルールのように、法が社会に与える影響を考察することもあれば、逆に、社会の変化が法に影響を与えることもあります。例えば、AIの発展に伴い、新しいルールを作らなければならない状況が生まれています。これらは、社会の進歩や変化に対応するために必要なルールの構築の重要性を示しています。

法社会学は、法と社会の相互作用を経験的に研究する学問です。経験的な方法を用いる法社会学は、観察、調査、インタビューなどの手法を通じて法が実社会の中でどのように機能しているかを問いかけます。皆さんが実定法の勉強とは異なる視点から質問することで視野を広げ、将来的により優れたプロフェッショナルになることを法社会学の授業で目指します。社会の構成員の行動を拘束・誘導するルールを特定するだけでなく、人々のルールに対する意識や行動を観察し、さらにその動機を理解し、説明することで制度の改善を目指した提案ができるようになることも法社会学の目的です。より視野の広い問いかけの具体例としては「法とは何か」という根本的な質問を挙げることができます。答えの一部は、「法は、国家法に限らず、社会の人々を実際拘束するフォーマルやインフォーマルなルールを含む」ということですが、皆さんはどのように考えますか。

法社会学という科目は、日本だけでなく世界中の法

と社会の関係をさまざまな方面から扱っています。実は、日本では法社会学という分野は東京大学法学部で生まれました。明治期に近代法の導入や戦後民主主義の実現に向けて民法学者、労働法学者などが実際の法の働きに興味を持ちました。社会の中の法のあり方、変化、効果や限界を理解することがこの分野を発展させた先駆者の先生の狙いでした。

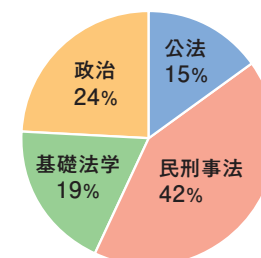
東京大学法学部の法社会学の授業は、世界的に見ても先進的な学術研究を基盤としています。例えば私の主な研究テーマは「市民参加」です。特に、日本の裁判員制度と調停制度に注目しています。2024年現在施行から15周年を迎えた裁判員制度では、市民が重大な犯罪の事実認定に参加します。これは簡単なことではなく、市民が初めて裁判所に入り、被告人を裁くという経験が社会にどのような意味を持つのか、また裁判員にどのような影響を与えるのかを研究しています。私の研究は、日本社会だけでなく、母国であるベルギーそして欧州との国際比較を通じて行っています。このように、異なる文化や制度を比較することで、日本の法制度の特性を見出すことができます。

皆さんは、東京大学法学部の勉強を通じて弁護士、検察官、裁判官などの道を歩み始めるかもしれません。そのような特定のプロフェッションに必要な知識と能力に加え、直接関係しない「考える力」を身につけることも大切です。学問的な勉強を通じて、科学的方法を用い、自分の意見を形成し、表現し、批判的かつ建設的に法を考える態度を養うことも法社会学の講義で重視するスキルです。ぜひ、これから日本や世界の舞台で重要な役割を担う皆さんと東京大学法学部でお会いし、一緒に法と社会のダイナミクスを考えましょう。

数字で見る法学部

2

教員



法学部・大学院法学政治学研究科にはおよそ100名の教員が在籍しています。このうち、講義や演習を担当する教授が74名、准教授が10名です。その内訳は、憲法、国際法や行政法を扱う公法分野が約15%、企業法や競争法、労働法や民事・刑事訴訟法を扱う民刑事法分野が約42%、法哲学や法制史、外国法を扱う基礎法学分野が約19%、政策、外交、経済などを扱う政治分野が約24%となっています。法学部の授業ではこれら法学部所属の教員に加え、分野により経済学部や公共政策大学院などの教員が講義を担当しています。



◀25番教室の内観です。500名超を収容することができ、受講者の多い授業や学部の定期試験、大学入学共通テストや東京大学入試の会場として使われています。



◀法文1号館にある法学部の学生専用ラウンジです。自習やグループ勉強会などに自由に利用できます。



⇒演習(ゼミ)は、このような少人数向けの演習室で行われます。

東京大学には、協定校との交換留学や、パートナー大学である

IARU (International Alliance of Research Universities、国際研究型大学連合) 加盟大学への

短期留学のほか、東京大学グローバルリーダー育成プログラム (GLP-GEFIL) を通じた奨学金付きの短期

海外留学プログラムなど様々な留学支援制度があり、法学部からの参加学生も年々増加しています。

皆様もぜひ在学中に海外留学にチャレンジして、これまでと違う世界を発見してみてください。



留学体験記

留学は怖いものじゃない、
また行きたいと、心から思える

第1類(法学総合コース)4年 浅野皓生さん

留学先 プリンストン大学

留学期間 2023年9月から2023年12月

居心地のよい環境を飛び出す

私は東大法学部での学びが大好きです。その一方で、家族や友人に支えられながら、日本語母語話者という「マジョリティ」として学ぶことは、自分にとって快適すぎるのではないかと、かねてから問題意識を抱いていました。そこから日本を飛び出して学んでみたいという好奇心が芽生えました。今までとは全く違う環境で、「異邦人」として学び、暮らすという経験を得られれば、知的にタフになるとともに、人間的にも成長できるのではないかと。そう考え、留学を決意しました。

授業が面白い!

留学先のプリンストン大学では主に政治学を学びました。予習量に圧倒されたり、講義が聴き取れなかったり、自分の意見をうまく言えなかったり、最初のうちは苦しいことも多かったですが、それでも生活に慣れるにつれてストレスは減っていき、徐々に授業を楽しめるようになっていきました。「社会運動論」と「暴力と政治」は切り口が新鮮でしたし、「民主主義と立憲主義」というセミナー形式の授業は、何冊も文献を読んでディスカッションをするという濃密なものでした。最も印象深いのは「合衆国憲法論」の授業です。重要判例



を精読した上で批判的に検討していくのですが、東大の憲法の授業との比較対照が面白いのはもちろん、アメリカの憲法学と日本の憲法学でかくもアプローチが違うのかと驚かされることが多々ありました。法律のみならず、法学の方法論もまた万国普遍のものではないと体感できたことは、自分にとって大きな財産になりました。

友人との出会い

多くの友人にも恵まれました。一緒にご飯を食べるのはもちろん、ニューヨークまで遊びに行ったり、夜中までアニメ鑑賞会をしたり……あれほど楽しい時間を過ごせるなんて想像もしていませんでした。友人たちとは今でも連絡を取り合っており、何人かは自分の帰国後に日本に来てくれています。これからも大切にしていきたい関係です。

さいごに

留学に行ってよかったことは枚挙に暇がありませんが、最後に一つ挙げるなら、留学は怖いものじゃない、また行きたいと、心から思えるようになったことです。留学はしてみたい、でも何となく不安で自信がないという人も多いと思います。そう感じるのは当然です。それでも行きたいという気持ちがあるのなら、軽い気持ちで、無責任に、申込みをしてしまうのはどうでしょうか。何カ月後の自分がきっと何となくしてくれるはず。そしてそのうちに、留学を楽しむはずです。

日本から離れて異なる社会に触れ、人生経験を積む一年間

第1類(法学総合コース)4年 今泉 楓さん

留学先 ライデン大学

留学期間 2023年9月から2024年7月

留学の動機

大学入学前から海外へ留学したいと思っていたため、コロナ禍が落ち着いた3年次から留学しました。漠然としたイメージしかなかったヨーロッパという場所へ、実際に行ってみたいと思いオランダを選びました。

留学先での生活

法学部では、ヨーロッパ移民法や人権保障、国際公法の授業を、他学部では、イスラム教入門やヨーロッパ安全保障の授業等を履修しました。従来から関心があった移民について学んだり、安全保障の授業でオランダ海軍の戦艦を見学する事ができたり、とても楽しかったです。また、勉強のみの生活ではなく、ライデンの素敵な街の散策、日本学科の学生との会話クラブの運営、運動や合唱コースへの参加等、様々なことに時間を使うことができました。毎週土曜日には、在オランダ日本人のための学校でボランティアを行い、私にとって大切な居場所となりました。他国に留学中の友達を訪ねたり、イタリアで豚農家にファームステイをしたり、休みを利用しての各地への旅行も思い出深いです。

留学する意義

私にとっては、自分が生まれ育った日本という社会から、一度距離を取ることができたことが大きな意義でした。生活環境や接する情報が変わったことで、自分が親しんでいた情報や言説が、どのような価値観や知識を前提としているかについて、少し広い視野で考えられるようになりました。一方で、日本出身と言うと非常に好意的な反応が返ってきたり、現地での日本人同士のつながりに助けられたりと、日本人という属性が自分に与える影響の大きさを初めて実感し、日本の素敵な点や先人への尊敬も改めて認識しました。

また、特に法学との関係では、異なる社会について知る経験が



できた点も有意義でした。法学は、社会が成り立つために必要なことを見抜き、同時に、その影響を受ける人を取り残さないための学問だと思います。その際に必要とされる、法律や政策、ひいては社会全体に対する深い理解を得るための手段として、異なる社会構造や価値観についての見聞を広めることは非常に有用だと考えています。今回、私はアジア人というマイノリティとなり、折しもオランダの移民政策が厳格化する潮目であったことで、自らの生活が政策によって左右され得るという移民や難民の不安定さへ少し目が向くようになりました。もちろん、自分の見聞きしたわずかなことを切り取る危険性も大きいですが、貴重な経験となったと感じています。

最後に

学部時代の一年間を留学に当てること、オランダの悪天候との付き合い方など、悩んだことや上手くいかなかったことは沢山ありますが、自分自身の今後のキャリアにおいて海外での留学や就職に挑戦するための、初めの一歩となったと思います。世界では、人や物が、気軽かつダイナミックに交流しています。留学できる環境や行きたい気持ちがある方は、ぜひ行ってください。



新たな「未知」に次々と出会うきわめて刺激的な時間

第1類(法学総合コース)4年 小野澤遥人さん

留学先 ソウル国立大学

留学期間 2023年8月から2023年12月

私は全学交換留学制度を利用して、4年生の秋学期にソウル大学の政治外交部に留学しました。留学先を韓国に決めたのは、高校時代から学び始めた韓国語の実力を磨きたいという思いと、日韓を取り巻く現代の諸事象を韓国の視点から学んでみたいという思いからでした。

講義は「韓国経済史」「米国政治」「企業価値評価」「国際通商演習」の4つを履修しました。韓国には学部生向けの法学部が存在しないため、法学以外に関心の深い分野から選択しました。「企業価値評価」の教授は講義スライドで韓国経済が直面する課題を紹介する度に受講生を見渡し、「この問題を解決し大韓民国の経済に活気をもたらすことが皆さんの卒業後の役目です」と力強く語りかけていました。独立、高度経済成長、民主化など社会経済の劇的な変動の多くが比較的記憶に新しい韓国だからこそその緊張感と使命感を帯びた教授の語り口に留学生である私も背筋が伸びる感覚を覚えました。ソウル大学での講義は、私の既存の法学政治学の知識や日本から見た国際社会の姿を相対化すると同時に、新たな「未知」を次々と提示するきわめて刺激的なものでした。

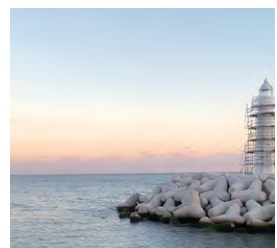
また、ソウルでは予想以上に英語を使いました。学問の現場で少なからず英語が用いられることに加え、ヨーロッパや中央アジアなど他の地域からの留学生と交流する機会も多く、韓国語と同じくらい英語を使用する日々でした。韓国という非英語圏においても英語を公用語とする空間が無数に存在するのだと実感しました。

学業以外でも、バドミントンサークルでの活動、博物館巡り(国立中央

博物館、ソウル歴史博物館、戦争記念館、国立日帝強制動員歴史館等)、コンサートなど充実した時間を過ごすことができました。また、時間を見つけては釜山、済州島、DMZなど国内旅行も楽しみました。特に印象に残っているのは釜山の海辺の景色です。釜山の港から望む海と空は、日本とは異なり、淡く柔らかな色合いで霞んでいました。

また、韓国人との交流を通じて韓国特有の情緒(ジョンソ)の正体にも触れました。儒教に由来する孝道の精神、近しい友人同士でお兄さん、お姉さんと呼び合う擬似家族の感覚、そしてウリ(私たち)という包括的かつ多層的な共同体意識等。日本社会と日本の情緒がそうであるように、韓国社会にも意識・無意識を含め、韓国の情緒・感性が通底しているということが感じられました。そしてこの理解が、韓国語の実力にも大きなプラスになったと感じます。

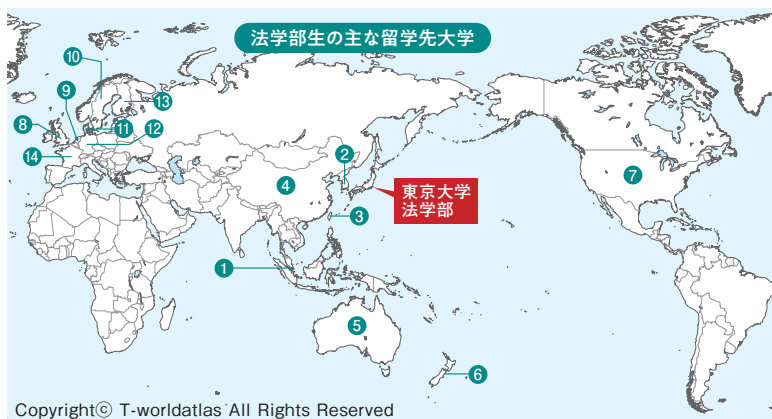
今後の人生においても、ソウル大学で過ごした4ヶ月間は幾度となく振り返ると思います。実り多き交換留学をサポートしてくれた両親、両校担当の方々、先生方、友人たちに深く感謝します。



数字で見る法学部

3

海外留学



Copyright© T-worldatlas All Rights Reserved

●東京大学の手厚い海外留学支援制度はこちらでご紹介しています。
<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-global/ja/index.html>

① シンガポール国立大学 (NUS)	② ソウル国立大学
③ 国立台湾大学 (NTU)	④ 北京大学 (2名)
⑤ オーストラリア国立大学 (ANU) / ニューサウスウェールズ大学 (UNSW) (2名) / メルボルン大学	
⑥ オタゴ大学	⑦ プリンストン大学
⑧ エクセター大学 / シェフィールド大学 / ダラム大学 (2名) / マンチェスター大学 / ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン (UCL) (2名) / ロンドン大学東洋アフリカ学院 (SOAS)	
⑨ ライデン大学 (2名)	⑩ ルンド大学 (2名)
⑪ コペンハーゲン大学	
⑫ ミュンヘン・ルートヴィヒ・マクスミリアン大学 (LMU)	
⑬ ヘルシンキ大学	⑭ パリ政治学院 (シヤンスポ)

	交換留学	夏季短期留学
2023年度	27人	22人
2022年度	28人	16人
2021年度	13人	1人
2020年度	新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により派遣者なし	
2019年度	17人	26人

東京大学法学部と聞くと、卒業後の進路は公務員か弁護士、あるいは研究者といったイメージがあるかもしれません。実際には就職者の半数以上は金融、保険、情報通信産業や製造業など幅広い分野で活躍し、特定の進路と結びついた授業が行われているわけではありませんが、とはいえ選択する進路によって学部での過ごし方が変わってくるのも事実です。ここでは、学部でどんな学生生活を送り、就職先を決めたのか、卒業された先輩方にお話を伺ってみました。



卒業生が語る東京大学法学部の魅力



知的好奇心を満たして余りあるほどの深さと広さのある授業

【平成28年3月 法学部第2類卒業】阿部祐一朗さん

私は、2012年に文科三類に入学した後、2014年に法学部に進学し、2016年に外務省に入省しました。現在は、海外で日本人がテロや誘拐等に巻き込まれないようにし、被害にあわれた方を首相官邸や関係省庁とともに保護したりする仕事をしています。

元々、私は「この時代でも『国』に存在意義はあるのか」を哲学の側面から勉強したくて、文科三類に入学しました。駒場の2年間、学問の森を広めに散歩するなか、自分の疑問の核に最もくっきりと言葉を与えてくれたのが、法学部の憲法学講義でした。法学部進学後は、憲法や行政学、法哲学等を学び、授業の後には、法学部の同級生や文科三類時代の友人と、ラウンジでだらだらしながら、しかし熱っぽい議論をしていました。

東大法学部の良さは、このような教養教育と専門教育の絶妙なバランスにあります。教養学部時代に自由に授業を

選ぶことが出来、自分の問題意識を研ぎ澄ました後、やりたい学問を選ぶことが出来ます。そして、法学部に進めば、駒場で養った知的好奇心を満たして余りあるほどの深さと広さを備えた授業が用意されています。

法学部の授業が表層的ではなく、論点を深く掘り下げるものだったおかげで、法律職以外の道に進んでも役立ちました。例えば、法学部で習った手法は、外交官として他国に駐在する際に、相手国の考え方や、各組織の動き方、法律の立て付けなどを理解する際に応用できます。

何より、行政官として働いていると、「国は何をすべきか」という問いにしばしば直面します。例えば、海外邦人保護は、日本国の最も重要な責務の一つですが、どのように実践すべきかは、簡単に答えが出ません。国によって、考え方も、実践方法も様々です。その際に、しばしば立ち返るのは、法哲学や行政学、憲法学で学んだ視座です。現在は、実務家として目の前の難題に妥当な結論を出すべく奮闘しますが、ふと学部時代の先生方や友人と議論した時間を懐かしく思い出します。



赤門をくぐり人生の選択肢が広がった

【令和2年3月 法学部第2類卒業】小松詩織さん

幼稚園児の頃から「世界で活躍する弁護士になりたい」という夢を抱いていた私は、2020年に法学部を卒業し、現在西村あさひ法律事務所・外国法共同事業の弁護士として国内外のコーポレート・M&A案件に携わっております。司法修習の期間中は、単著を出版したほか内閣府ムーンショット型研究開発事業ミレニアプログラムのチームメンバーとして2050年のテクノロジーの研究に関与しました。

高校生の時に、私の入学年度(2016年)から東京大学の推薦入試が始まるとの案内がありました。推薦で入学すると法学部在学中から法科大学院の授業を履修・単位取得することができると知り、早い段階から実務を踏まえた最先端の法学の議論に触れられることを大変魅力的に思い、推薦一期生として法学部に入学しました。

実体法や手続法の伝統的な法学の講義の面白さはさることながら、私は特に教授や学生とInteractiveな意見交流が

可能な少人数のゼミや演習に面白みを感じ、そういった科目を意識的に多く履修しました。法律はその性質上、ある程度特殊性を捨象した事例を念頭に置っていますが、実際に法律が機能する個別具体的場面は複雑さを極めています。立法趣旨に立ち返って、立法当時は予想だにしていなかったテクノロジーの発展や、顕わになった法律の狭間などにどのように対応していくべきかを議論する時間を楽しみを見出していました。また、その議論において必ずと言っていいほど登場するビジネス・AI/IT・倫理分野から、法律を学ぶ重要性を感じ、リーガルアドバイザーとしての枠を超え、真に社会の需要に寄り添えられる弁護士になりたいという思いが強まりました。弁護士になってからもAIに関する国際カンファレンスに登壇する機会をいただいております。

東大法学部でのコミュニティ及び東大を起点に学外に広がるコミュニティに広く参加したことにより活動の幅、ひいては人生の選択肢が2倍にも3倍にも広がったことを実感しています。



多様な進路で活かされるリーガルマインド

【平成20年3月 法学部第1類卒業】高部祐未さん

2008年に法学部を卒業後、法科大学院に進学しました。法科大学院在学中に司法試験に合格し、司法修習を経て、2010年に裁判官に任官しました。任官後は、主に民事事件を担当するほか、ドイツでの在外研究や司法研修所での裁判官研修に関する業務を経て、現在は、東京地方裁判所で行政事件を担当しています。

今、仕事をしていて感じることは、徹底的に考え抜き、自らの考えを言語化して他者に伝えることの重要性です。振り返ると、その力の基礎を築けたのは、法学部の頃に受講したゼミであったと思います。ゼミでの議論を通して、基本書の内容や判例を鵜呑みにするのではなく、多角的な視点で物事を捉え、異なる立場の相手に説得的に自らの見解を伝えること、そのためにまずは徹底的に調べ、自分の頭で考えることの大切さと、面白さに気付きました。



高く飛ぶためのバネ

【平成27年3月 法学部第3類卒業】向山直佑さん

私は2015年に法学部、2017年に法学政治学研究科の修士課程を修了後、イギリスのオックスフォード大学で博士号を取得し、ケンブリッジ大学での研究員生活を経て、2022年秋に関連他

部局の教員として本郷に戻ってきました。第3類自体、法学部ではマイノリティですが、政治学の研究者になりたいと思っていた私は、その中でもさらに少数派でした。また3年から4年にかけてトロント大学に交換留学していたので、本郷で学部生活を送ったのは1年と少しに過ぎず、私の法学部生活は代表的なものとはいえません。

しかし、これは法学部ではある程度「何でもあり」だということの裏返しでもあります。大教室授業が多く、2年間同じゼミに所属する必要もない法学部では、カリキュラムや日々の生活を自分で組み余地が比較的大きく、私のように留学したり、あるいは予備試験や公

法学部での勉強というと、とても難しくても多くて大変だというイメージを抱いている方が多いのではないのでしょうか。特に法学を学び始めた当初は、その難解さに戸惑い、扱う分野の幅広さに圧倒されるということは、多かれ少なかれ誰しも経験する道だと思います。私自身も例外ではありませんが、そのようなときにも、友人たちと定期的に行った勉強会で、志の高い優秀な仲間から多くの刺激を受けるとともに、励まされたことが懐かしく思い出されます。

当時の友人たちは、現在、多方面で活躍しています。法律の世界であれビジネスの世界であれ、彼らの活躍の根底には、法学部で培ったリーガルマインドが生きているはずです。

社会全体がめまぐるしく変化し、デジタル化やAIの進展により様々な分野において仕事の在り方も大きく変容していくといわれていますが、法律を使って生の紛争を解決する営みは、人間にしかできないものだと思います。未来を切り拓いていく皆さんが、法学部で多くのことを学び、考え、よりよい社会を築いていかれることを祈っています。

務員試験の勉強を中心に据えたりすることも可能です。もっとも、こうした自由をどう自らの将来に生かすかは本人次第であり、そこには自分への責任がついて回ります。

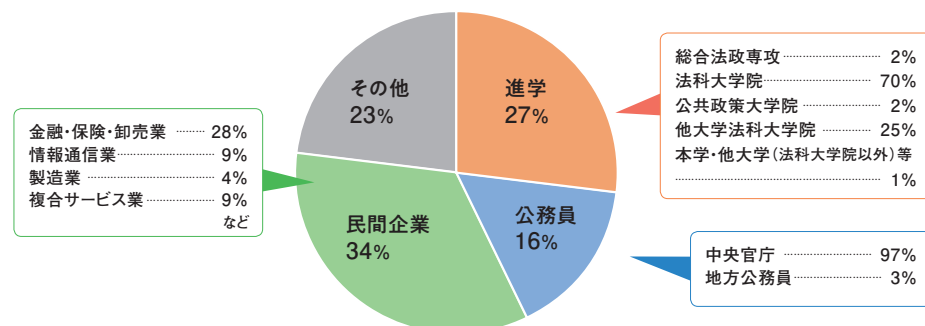
私の法学部生活は、その前後の留学と比べると一見地味ですが、この期間に、現在専門とする国際関係論や比較政治学の演習で学問的なトレーニングを受け、論文というものの書き方が分からずにもがき、優秀な友人や院生の先輩と議論したからこそ、その後の研究者としてのキャリアの発展があったのだと思います。その意味で私にとって法学部は、将来の飛躍のために「バネを押し縮める」時期だったのでしょう。

その後オックスフォードやケンブリッジに行って気づいたのは、学生の能力に関して、東大法学部は両大学にまったく引けを取らないということです。一般にそう認識されていない背景には、諸々の歴史的・構造的な要素がありますが、法学部で「中身」を身に付け、あとはそれを表現する言語能力さえ付け加えれば、国際的に通用するプロフェッショナルになることは、そう難しいことではないはずです。

数字で見る法学部

4

卒業後の進路



進学先は本研究科法科大学院が70%と最も多く、他大学法科大学院と併せると進学者全体の9割ほどが法科大学院に入学しています。一方、就職先の1位は中央官庁で、就職決定者のうち約3割が総務省をはじめとする中央官庁に就職しています。民間部門では日本銀行や大手保険会社、銀行、商社などの法務部門や民間企業の研究職等が主な就職先となっています。

若手教員による座談会

本学の法学部での学びの特徴のひとつとして、法学と政治学の両方を学ぶ機会があることが挙げられます。カリキュラム上、その特徴は、すべての類を通じて、法学・政治学の基本的な科目（憲法、民法第1部、政治学）が必修科目とされていることにも表れています。法律家を目指す人も政治学に触れなければならない、政治学を学びたい人も法律学に接する必要があるわけです。この座談会では、教員がそこにはどのような意義があると考えているのか、を探っていきます。参加者は梅川 健教授（アメリカ政治外交史）、笠木映里教授（社会保障法）、境家史郎教授（政治過程論）、平田彩子准教授（法社会学・現代法過程論）、司会は松井智予教授（商法）です。



梅川 健 教授



笠木映里 教授

【松井】 本日はお集まりいただきありがとうございます。この座談会は、法律学と政治学を両方学ぶことになるという本学法学部の特色を踏まえて、そういった学部で学ぶことが高校生、教養学部生にとってどういう意義があるのかを、話し合って探っていくという企画です。本日お集まりいただいた先生方は、そのような環境で法律学も政治学も学び、いまは教員として教えている方々ですので、年代から言っても現在の学生たちに比較的近い感覚でお話をいただけるのではないかと思います。今進路を考えている学生たちにとっても、先輩たちが何を考えながら進路を模索したのか、興味深いところなのではないでしょうか。そこでまずは、皆さんに、学生のときを思い出して、何を考えながら、どのように学んでいたのかをうかがえればと思います。

私自身は、教養課程では国際関係研究会というサークルに入っていて、城山先生の国際行政学のゼミにかなり力を入れていました。ユーゴ紛争など、国際紛争を見ながら、自分が小さい力なりにどういう形で世の中に貢献できるかを悩んでいて、民族紛争の引き金が往々にして経済的困難や格差にあるという分析などに触れたところから、経済を円滑化させるツールという側面を持つ法、特に商法に興味を移していったところなんです。でも、自分が過程の分析に興味があるのか、ツールに興味があるのかは最後までよくわからず、法社会学や行政学の先生方の研究室にもお話を聞きに伺いました。いや、生々しい話、就職口の観点からは実定法がよいよとおすすめされてしまったのですが（笑）。法律の教員がこんなことを言うてはいけないのでしょうか、「条文」とか「解釈」から発想することは今でも苦手です。その周りで困っている人たちが影響を受けている社会の利益、といった点にはすぐ目が行くのですが。

【境家】 私はもともと官僚志望で教養学部文科I類に入学し、法学部に進みましたが、政治学という学問分野についてはほとんど知識がありませんでした。政治といえば「国際政治」しかイメージが湧かず、各国の政治について学問的に追究している人たちがいるということさえよく知りませんでした。それが2年生のときに「政治過程論」（現在は「日本政治」という科目名に変更されています）という授業を受けて、日本政治を、しかも数量的なデータを統計処理するという方法で研究する分野があることを知り、法学の勉強に多少疲れ

ていたこともあって（笑）、とても興味を持ちました。実証的な政治学では、現地調査を行って資料を集めたり、数学を使ったりと、憲法学のような法学とは違う頭の使い方をします。社会的な現象について、自然科学者が自然現象に対して行っているように、その原因や結果を明らかにしていくというのは、とても魅力的に感じました。その後は政治学にはまって、政治学系のさまざまな演習を受講し、気づけば政治過程論の専攻で大学院に進んでいました。法学部に法学以外にも多くのおもしろい授業があり、関心に合わせて勉強できることを、高校生の皆さんにも知っていただきたいと思います。

【梅川】 私は子供のころ、「偉いとされる人（校長先生など）の話をどうしてきかないといけないんだろう」という疑問を持っていました。なぜ、彼ら（記憶の限りみな男性でした）は僕に話を聞くことを強いることができるんだろうか、と。ひねくれた子供だったかもしれませんが、中学校の社会科の授業で憲法や法律や政治の話をきいたときには、人に何かを強制する力の大きさにくらくらしました。これは考えないといけないと思いました。高校生の頃、法や政治を扱う学部が大学にはあると知り、文科I類を目指しました。法学部の先生方による授業や少人数の演習に参加する中で、法と政治には強制という側面と同時に、秩序の創出と維持という側面もあることに気づき、「それではそのようなルールが存在するのはなぜなのか」ということに興味を持つようになりました。政治学はルールの生成過程やルールを生成する権力を対象にした学問分野ですので、まさに私の関心と重なり、引き込まれていきました。どこまで引き込まれるかは人によると思いますが、現代社会に生きる人で、自分をとりまくルールに疑問をもたない人はいないのではないかと思います。法学部は、ルールの多様な側面について学ぶことのできる場所だと思っています。

【笠木】 私は、何か人や社会に役立つ仕事をしたい、という物凄く漠然とした気持ちと、国際的な仕事につきたいという希望があり、国際法や国際政治を学んで国際公務員になったら、と考えて法学部に入りました。そのような漠然とした問題意識しか持たず、法学も政治学もよく知らなかった私としては、法と政治と一緒に学ぶことは、むしろ自然なことのように捉えていたような記憶があります。その後、具体的に講義や演習で学んでみますと、法学と政治学ではかなり勉強のアプローチが違うと分かりました。いずれも高校までの勉強とは違って、私にとっては難しいものでしたが、法令の定めを基礎としつつ、学説によるその解釈、裁判例、判例と学んでいく、体系化された実定法学のアプローチが学生時代の私にはとっつきやすく思えました。また、社会の中で少数派になっている人や、何らかの困難をかかえた人にとって法や訴訟が助けになりうる場面がある、ということを学ぶ中で、少しずつ法学の世界に関心を強めていったと思います。裁判の事例などを勉強している中で、比較的ダイレクトに社会とのつながりを感じられるという面も魅力的だったかもしれません。



境家史郎 教授



松井智予 教授



平田彩子 准教授

【平田】 私はもともと社会で起こっている出来事や社会問題に興味があり、文庫本よりも新書が好き、というタイプでしたので、文科I類・法学部に出願するというのは自然な流れでした。法学部の勉強が始まり、法学・政治学両方とも、初めて本格的に勉強し始めたのですが、受ける印象は大きく異なりました。法学は、あくまで「法テキスト」、つまり条文をはじめとする文章が考察対象として存在し、それを中心に話が展開していくので、学問として秩序だった印象を抱き、初学者にもとっつきやすかった一方、政治学は、その分析対象が幅広く、また分析手法も様々で、当初は少々困惑した記憶があります。ただ、法学部での勉強が進むにつれ、判例解釈の緻密な検討よりも、社会の中で法はどのように機能しているのかという問いが私の関心事となり、法社会学を専攻したわけですが、そうなる政治学が大いに重要になってきた、という経緯があります。データを収集して社会現象を考察するという分析手法は、政治学をはじめとした実証的な社会科学の分野で学ぶことができますので。学



座談会風景

生の皆さんも、ご自身の興味関心は学習が進むにつれ展開・変化していくこと、その際、さまざまな幅広い学問分野が存在することを知っておくことは有益かと思います。

【境家】今までのお話を伺って、私以外の先生方も、法学と政治学のアプローチの違いに困惑しつつも、勉強を進めるうちにそれぞれの学問分野から刺激を受け、視野を広げてこられたことが分かりました。笠木先生、平田先生ともにご指摘になっているように、条文という準拠テキストが法学には通常あって、その点が「初学者にとつきやすく」ないかもしれない政治学と異なります。政治学の学習では、何を探求すべきかという問いそのものを自分で一から見つけることが求められます。法学部第3類(政治コース)の学生は、卒業するのにリサーチ・ペーパーという研究論文を書かなければなりません。自分で見つけた未解決の問いに自分で答えるという営みは、高校までの与えられた問題を解くお勉強とは違う、「大学らしい」知的作業と言えます。

【平田】そうですね。法学も、何を論点として、どのように議論を論理構成すれば良いのかというところで、自分で問いを見つけ解いていくということになるのかと思います。

また、先程梅川先生もおっしゃっていましたが、法学、政治学ともに、社会における秩序の創出と維持に関わっているという点は、とても大事だと思っています。関連して、法学と政治学は規範とも深く関わっているとも言えます。あるべき社会のすがた、よりベターな社会のすがたとは何で、それをどのように達成するかという強い関心が、法学・政治学ともに基底にあると思います。

【松井】ありがとうございます。それでは、次の話題に移ろうかと思えます。現在、皆さんはそれぞれの専門分野で研究をされています。法学の先生も、政治学の先生もおられますが、法律学にとっては政治学の視点、政治学にとっては法律学の視点は、今の研究活動に活かされているとお感じでしょうか。両方学んだことがそ

の後の仕事に生きるのかは、学生にとっても興味があるのではないかと思います。これもまた私の話で恐縮ですが、法改正には立法事実と呼ばれる社会背景の変化が必要なのですが、これが政治過程的に表面化するのか、技術革新とか判例の積み重ねを通じて認識にいたるのか、トピックによって大きく違って、改正の頻度とかドラスチックさも影響をうけるんですね。また、会社法全体のスタンスも、数十年のスパンで大きく動いています。法が変化していく過程を客観視できると、特定の改正に振り回されたり、質の違う改正事項を同じように扱ってしまったりという問題に自覚的であることができるんじゃないかなと思います。法学部の教室で勉強した政治学が今生きているというより、その素養があるから、個別の制度を分析する政治過程論などを消化できている、という感じでしょうか。

【笠木】私は、社会保障について法学的な観点から研究をすることを専門としています。日本では(多くの諸外国でも)、あらゆる国民が生活、仕事、子育て等を通じて何らかの形で社会保障と関わっていますし、また社会保障は莫大な国家予算の歳出の対象ともなるものですから、この国のあり方、社会のあり方を規定する一つの重要な要素といってよいと思います。そのような中で、社会保障法の形成・変容は、その時々の政治状況や、様々なアクターの政治行動に決定的な影響を受けます(その割には、社会保障政策に関する重要な論点が政治的な争点になりにくいとも感じています。これはまた別の問題かと思えます)。また、今日の社会保障あるいは福祉国家には、これを基礎付ける政治思想の発展の歴史があり、このような思想的基盤の理解は、実定法の解釈や立法論を論じるにあたって必要不可欠と思われます。学部時代、政治学については単位を取るだけで精一杯でしたのであまり偉そうなことは言えませんが(笑)、政治学という分野について若干でも土地勘があることは、間違いなく今日の研究に活かされていると思います。

【境家】政治学の勉強や研究を行おうというときに、一定の法学的

知識を持っていることは大いに役立つ、というより不可欠です。国際政治であれば少なくとも国際法、国内政治であれば憲法の統治機構に関する規定などを理解しておくことが、研究を進める上での前提になります。政治学では「ゲームのルール」という言い方をすることがありますが、法制度は政治家や官僚といった政治的主体の行動を枠づける基本的制約となります。スポーツやボードゲームが一定のルールの下で行われているように、政治というゲームも一定の法的ルールの下で行われているのです。

また、法制度というのはそれ自体、政治の場における争点でもあります。例えば憲法をどう現実に運用すべきか、また改正すべきかという論点が、戦後今日にいたるまで日本政治の一大争点であることは周知の通りです。憲法学の授業で法学的観点から見た制度趣旨を学んで初めて、その趣旨と現実における運用とのズレといった政治的問題を理解することが可能になります。

【梅川】私の専門はアメリカ政治で、さらに細かく言いますと、アメリカの大統領がどのように新しいルールを作り上げているのか、について研究しております。アメリカには日本と同じように憲法があるのだから、大統領に何ができるのか、そして大統領が権限を濫用していないかについて議会と裁判所がどのようにチェックできるのか(すなわち三権分立制)についても、憲法が規定しているはずだ。そう思われるかもしれませんが。ところがアメリカ政治では歴史的に、「大統領がどのようにルールを作れるのか」ということ自体が、政治的な争点になってきました。大統領は、自らの部下の法律家を頼りに、自分の憲法上の権限を広く解釈し、かつてはできないとされたことをやってのけます。他方で議会では、そのような拡大解釈に基づいた大統領の行動は憲法違反だ、という法解釈が議員たちによって披露されます。もちろん、法解釈の巧みさのみによって政治的決着がつくわけではありませんが、大統領と議会による抑制と均衡というアメリカの政治体制の基本的性質を理解するにあたって、法学的素養が必要なことは言うまでもありません。

【平田】私の専門分野である法社会学は、実際の社会からデータを収集して経験的な基礎付けを持ちつつ、社会の中で法が生成し、使われ、発展していく過程を研究対象とします。政治学をはじめとする種々の社会科学の手法を用いて、社会における法現象を理解する分野なので、政治学の素養は法社会学にとって必須と言えます。私は特に、行政法分野での法社会学研究をしているため、政治学の一分野である行政学は常に参照している研究分野です。法学と政治学をまたぐ両生類的な研究をしているという点で、私はかなり特殊かもしれません(笑)。ともあれ、学生の皆さんには、法学の中にも、憲法や商法、社会保障法といった実定法だけではなく、法社会学や法哲学といった基礎法学と呼ばれる分野があることは、ここで宣伝しておきたいです。基礎法学は、一歩身を引いて法をみるスタンスというか、法を相対化して理解するという特徴があるかと

思います。条文や原則自体の規範性を問い直したり、社会と法の関わりを検討したりすることから、政治学との距離感は近いですね。実定法科目を通じて緻密な論理展開を行う訓練ができることは、実定法学を専門としない者でも大変重要だと思いますし、政治学を通じて社会現象を捉える分析手法を学ぶという形でも、政治学は大変有益かと思えます。そしてぜひ、「法とは何か」に正面から立ち向かっている基礎法学にも興味関心を持っていいただければ幸いです。

【梅川】ここまでの先生方のお話を伺っていると、法学と政治学、いずれの分野を研究するにあたって、もう片方の学問分野の素養が生きている、さらには必要とされているとお考えになっているという点で共通しているように思います。政治は法を形成・変容させると同時に、法は政治のルールを規定していますので、どちらも勉強しておくに越したことはない、という思いを強くしました。法学部に進学する学生は、第1類(法学総合コース)、第2類(法律プロフェッション・コース)、第3類(政治コース)のいずれかを選択する必要がありますが、自分は1類だから、あるいは3類だからと、自分から視野を狭くするのではなく、是非、いろいろな授業・演習に参加してもらいたいと思います。

【笠木】そうですね。前半でも話題になったように、法学を学ぶ、政治学を学ぶ、というのが一体どういうことなのか、実際に講義や演習に参加し、試験・レポートに取り組むことで初めて理解できる面もありますので、いずれの分野もぜひ一度は勉強して欲しいです。自分には合わない、とか、分からない、という経験もけっこう貴重で、意外にそっちの方が後々までよく覚えていることもあります。また、皆さんのお話からは、政治学、法学と一言でいっても、きわめて多様な対象とアプローチがあることも分かりますよね。これらの多様な学問分野について広く関心をもつことで、社会で起きている事象や社会の変化を立体的に理解することができるのではないのでしょうか。

【松井】この座談会を読まれている皆さんは、まだどういう形で世の中とかかわり、貢献していくか、はっきりしたイメージを持っていない方も多いと思います。私たちも同じ迷いのなかで大学時代を過ごし、その時の視点は皆さんを教える研究者になった今も生きています。

皆さんは必ずしも研究者になるわけではないでしょうけれども、先輩が、あるいは本郷で皆さんを待つ教員が、何を考えて今に至るのか、知っていただくことで、法と政治を両方学べる(ある程度は学ばなくてはならない)という、本学のカリキュラムの意味を感じていただけたのではないのでしょうか。本学のカリキュラムは、どういう人材を育てたいかの本学のメッセージなのだと思います。私がその要望に応えた人材になれたのか、顧みて自信があるわけではありませんが(笑)、本日の他の先生方のご意見には学ぶところが多かったように思います。本日はどうもありがとうございました。



東京大学大学院法学政治学研究科・法学部 ホームページ
<https://www.j.u-tokyo.ac.jp/>



東京大学法学部 YouTubeチャンネル
https://youtube.com/@UTokyo_Law



東京大学大学院法学政治学研究科・法学部 公式 X アカウント
https://x.com/UTokyo_Law/



問い合わせ先
shomu.j@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

当パンフレットの本文、データ、画像等の無断転載・無断使用はご遠慮ください。